

【夏期】清掃作業員（会計年度任用職員）募集要項

募集人数	2名程度
勤務場所	江東区清掃事務所 江東区潮見1-29-7
職務内容	江東区内のごみ集積所でのごみ収集作業
応募資格 (求められる能力)	(1) 心身健康で頑強な方 (2) 協調性があり、業務に対し強い責任感がある方 (3) 服務規律及び職場のルールを遵守して業務に取り組むことができる方 (4) 業務上知り得た個人情報等の秘密を守れる方（その職を退いた後も同様とする） (5) 日本国籍を有しない方も応募できます。ただし、永住者等または就労の資格外活動許可を有する方で、業務上支障のない日本語ができる方
任期	令和7年8月1日から令和7年10月31日まで *原則として、採用後1か月間は、条件付き採用期間となります。
勤務日数	月18日以内 *原則として日曜日及び祝日の勤務なし 週あたりの勤務日数、週によって異なる勤務日数等の希望がある場合は相談に応じます。
勤務時間	午前7時40分から午後3時25分まで（実働6時間45分） *所定勤務時間を超える勤務：なし
報酬	報酬 日額 10,172円 特殊勤務手当 日額 700円 通勤費 上限額55,000円/月 *特別区人事委員会勧告等の状況により変更される場合があります。
加入保険	東京都職員共済組合、厚生年金保険、雇用保険 *任用期間、勤務日数により対象とならない場合あり
応募方法	会計年度任用職員申込書（カラー写真貼付）に必要事項を記入の上、令和7年7月4日（金）16時までに郵送または持参（必着） *提出された申込書は返却いたしません。
選考方法	選考方法：書類選考後、個別面接方式

	<p>面接日：個別に面接日等をご連絡いたします。</p> <p>選考場所：清掃事務所（江東区潮見1-29-7）</p>
注意事項	<p>地方公務員法第16条に該当する以下の方は応募できません。</p> <p>(1) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2) 江東区職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(3) 人事委員会又は公平委員会の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者</p> <p>(4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入している者</p>
申込み・問い合わせ先	<p>〒135-0052 江東区潮見1-29-7</p> <p>江東区清掃事務所管理係</p> <p>電話番号 03-3644-6216</p>